

ヤフー有識者会議報告書と最高裁決定について

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

1. 「検索結果とプライバシーに関する有識者会議報告書」

- ✓ 2015年3月30日発表。検索サービスの仕組みを踏まえて、独立した有識者の検討によって、国内大手検索事業者の自主的取組を促したもの
- ✓ 日本における仮処分による検索結果の削除とEUの忘れられる権利の異同を指摘し、表現の自由・知る権利との適切なバランスへの注意を喚起したもの
- ✓ 総務省 ICT サービス安心・安全研究会報告書（2015年7月）でも同様の立場が踏襲されたものと理解

2. 報告書の検索結果の削除に関する考え方

(1) 検索結果の表示自体によるプライバシー侵害に関する基本的な考え方

検索結果の表示内容自体（検索結果に表示されるタイトル、スニペット等の記載自体）から権利侵害が明白な場合に限って非表示措置を講じる。非表示措置は、プライバシー侵害情報が掲載されている部分について講じる。

(2) 検索結果にプライバシー侵害サイトへのリンクが掲載されていることによるプライバシー侵害に関する基本的な考え方

原則として、リンク先ページに対して対応を求めるべきであるから、リンク先ページの削除を認める裁判所の判断がある場合に限って検索結果の非表示措置を講じる。プライバシー侵害の被害救済の観点から、例外として、①権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、②権利侵害に重大性又は非表示とする緊急性が認められる場合にも非表示措置を講じる。

3. 検索サービスの理解

- ✓ 検索サービス＝「情報社会を支える基盤としての役割」（3）「情報媒介サービスの中核的な役割」（8）「憲法が保障する「表現の自由」の実現に大きく貢献」（12）
- ✓ 検索結果の非表示措置は「単に検索サービス事業者と削除を求める者の二者間の立場を考慮するだけでは不十分」⇒「極めて慎重な検討が必要」（13）
- ✓ 「あるウェブページが存在しなくなった場合には上記①のクローラーによる再巡回の結果、当該ページは検索結果に表示されなくなる」（15）

4. 検索結果の削除の根拠と問題状況の理解

- ✓ 差止めの根拠＝人格権侵害を根拠（17）、比較衡量（20）

- ✓ 「検索サービス提供者は、プロバイダ等と比較してリンク先ページの表現に対する関与度合いが極めて低く、権利侵害の有無について判断するのは困難」(18)
- ✓ 「検索サービスは、検索結果ページにリンク先ページの一部を表示するという側面とリンク先ページに移動するためのリンク情報を表示するという側面の2つの側面をもっている」(18)

5. タイトル、スニペット等によるプライバシー侵害の可能性

- ✓ ①検索サービスの利便性、社会的意義、②検索サービス提供者における、プライバシー侵害の有無の判断の困難性、③表現者への主張への配慮の欠如による情報の偏在、検索結果の中立性への信頼を揺るがすおそれ
- ⇒「検索結果の表示内容自体によるプライバシー侵害を理由に非表示措置を講じるべき場合は、「検索結果の表示内容自体から権利侵害が明白な場合」に限られるべき」「当該プライバシー侵害をもたらしている情報のみを非表示とすべき」(21)

6. リンク情報の表示によるプライバシー侵害の可能性

- ✓ ①プライバシー侵害への関与の度合いの低さ、②リンク先の情報の膨大さ、プライバシー侵害の判断の困難さ、③リンク先ページの一部の記載にのみ問題がある場合、適法な情報への到達も困難
- ⇒「検索結果の表示内容自体に非表示措置を講じる場合よりも厳しい基準に基づくべき」
- (1) 補充性の要件を満たす場合
 - (2) プライバシー侵害の被害救済の観点から、例外的に、権利侵害がリンク先ページの表現内容自体から明白で、かつ、権利侵害の重大性又は非表示とする緊急性が認められる場合(23)
- ⇒「検索結果上のリンク情報及びURLを非表示」(24)

7. 最高裁決定(最3小平成29年1月31日決定)

- ✓ 削除の対象は「URL等情報」(URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋)
 - ✓ 「検索事業者による表現行為」の側面←「検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成された」
 - ✓ 公衆による情報発信・入手を支援し、「インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割」
- ⇒検索結果の削除は「上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもある」
- ✓ 比較衡量基準(ノンフィクション「逆転」事件、長良川事件)
リンク先ページにおける「当該事実」ないし「当該記事」が問題
URL等情報の提供による「伝達される範囲」等

⇒「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」

- ✓ 具体的事案（児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕された、居住する県＋氏名の検索）は、「今なお公共の利害に関する事項」、「本件事実が伝達される範囲はある程度限られたもの」

8. 報告書と最高裁決定の異同と分析

- ✓ 共通点—検索サービスの役割の評価、伝統的な表現行為そのものではないこと、比較衡量論、一部下級審の安易な削除傾向への歯止め
- ✓ 検索サービスによるプライバシー侵害の態様の理解
 - 報告書：検索結果の表示それ自体によるプライバシー侵害／リンク先ページによるプライバシー侵害の区別
 - 決定：「一体として削除しようとする典型的な場合」を想定（高原）
- ✓ 削除の基準
 - 報告書：①＝明白性要件、②＝補充性を原則とし例外的な要件
 - 決定：比較衡量を「明らか」で加重。現実には何を意味するのか？
 - （1）「削除の可否に関する判断が微妙な場合における安易な検索結果の削除は認められるべきでない」←「現時点における人格的な権利利益の保護範囲を事実上狭めることになる」（高原）
 - （2）「違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情の不存在」（神田）
 - （3）「「優越すること」という要件事実について、「明らか」とすることにより、その立証の程度を問題にしている」（高部）

⇒仮処分手続において「明らか」といえる場合について、現実の運用を精査する必要

- ✓ 削除の範囲
 - 報告書：①については限定的
 - 決定：URL 等情報←「かえって利用者の関心を惹いて収集元ウェブサイトへのアクセスを助長する結果ともなりかねず」

⇒検索事業者の自主的取組として、タイトル・スニペットのみの削除は許容しないものとまで理解すべきではないように思われる。

例：1つのページ（記事）中に複数名に関わる事実が記載され、その中の1事実についてプライバシー侵害が問題となる場合

→決定の削除基準では URL 等情報を削除しないか、削除によって正当な知る権利を侵害することになるのではないか

9. まとめと今後の論点

- ✓ 最高裁決定は仮処分手続による検索結果の削除について大枠を示したもの
- ✓ →まだ具体的な点は明らかではなく、今後の裁判例でどのように運用されていくかに

よって、報告書との関係は変わってくる

- 「明らかな」要件が重視され、URL 等情報の削除が限定的に運用される⇒それを上回る自主的な削除の基準として①②は機能
- 削除が広汎に認められる⇒報告書は underinclusive になりうる
- ✓ 現段階では、決定を前提にしつつ、事業者によるバランスのとれた自主的な取組が必要
 - 対象となる事実の内容・性質、期間の経過
 - 名誉毀損の扱い
- ✓ 検索事業者以外の事業者を含む取組の必要
 - 「検索結果からあるウェブページの情報非表示にしたとしても、そのウェブページ自体は存続しており、SNS 等の他のサービスを利用する又はブラウザに直接 URL を入力するなどしてアクセス可能であることに、変わりはない。また、あるウェブページに対して非表示措置を講じたとして、同一内容の情報が別の URL のウェブページに掲載されている場合にも、非表示措置の効果は及ばない。したがって、インターネット上でのプライバシーの保護にあたっては、検索サービスにおける非表示措置にも一定の限界があることを十分に踏まえる必要がある。」（報告書 25）

参考文献

- 神田知宏「検索結果削除請求の実務と課題」判時 2328 号（2017）
- 高原知明「時の判例」ジュリスト 1507 号（2017）
- 高部真規子「判例研究」法の支配 187 号（2017）
- 宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究 1 号（2017）